

【商 法】

【第1問】（会社法Ⅰ）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の公開会社であり、株券発行会社である。甲社は、種類株式発行会社ではなく、その発行済株式の総数は10万株である。甲社の事業年度は4月1日から翌年3月31日までであり、定時株主総会の議決権の基準日は3月31日である。
2. 令和3年1月20日、甲社の株主名簿上の株主であるAは、その有する甲社株式1万株（以下「本件株式」という。）をBに譲渡し、Bに本件株式に係る株券（以下「本件株券」という。）を交付した。同年2月1日、Bは、甲社に対し、本件株券を提示して株主名簿の名義書換を請求した。
3. ところが、甲社は、過失により本件株式の名義書換をしなかったことから、令和3年3月31日現在の甲社の株主名簿には依然としてAが本件株式の株主として記載されていた。甲社は、令和3年6月25日開催の定時株主総会（以下「本件総会」という。）の招集通知をBではなくAに発したため、Bは本件総会に出席して議決権を行使することができなかった。本件総会に上程された議案はいずれも賛成多数で可決された（以下、本件総会で可決された決議を「本件総会決議」という。）。

〔設問〕

Bは、本件総会決議の効力を争いたいと考えている。令和3年7月10日の時点で、Bの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

〔第2問〕（会社法Ⅱ）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. Y株式会社（以下「Y社」という。）は、平成2年に設立された取締役会設置会社であるが、会社法上の公開会社ではない。Y社は種類株式発行会社ではなく、その発行済株式の総数は10万株である。Y社の資本金の額は10億円である。
2. Y社は、財務状況が悪化していたため、取引先であるA株式会社（以下「A社」という。）に、5億円の資金提供を依頼したところ、A社はこの依頼に応じることとした。令和2年6月20日、Y社は、取締役会において、A社を引受人として募集株式の発行（以下「本件募集株式の発行」という。）をすること及び会社法所定の募集事項（募集株式の数は5万株とし、募集株式の払込金額は1株1万円とする旨等）を決定した。本件募集株式の発行に係る募集事項の決定については、Y社において、株主総会の決議は行われなかった。なお、本件募集株式の発行前に、A社は、Y社株式を保有していなかった。また、上記払込金額はA社に特に有利な金額ではなかった。

A社は、本件募集株式の払込期日（令和2年7月20日）に、Y社が定めた銀行に本件募集株式の払込金額の全額を払い込んだ。
3. Xは、Y社の設立時から、Y社株式3万株を有する株主であるが、Y社の取締役に就任したことはない。Xは、令和3年6月20日開催の定時株主総会に出席して、初めて本件募集株式の発行の事実を知った。

〔設問〕

Xは、令和3年6月20日の時点において、本件募集株式の発行の無効を主張することができるかについて、論じなさい。なお、本件募集株式の発行は、著しく不公正な方法により行われた場合には当たらず、また本件募集株式の発行の差止めは行われなかったものとする。

※ 〔第1問〕と〔第2問〕は独立した問題であり、解答用紙の記入に際しては、〔第1問〕、〔第2問〕と見出しをつけて記入しなさい。